

青森県報

第二千三百九十三号

平成十六年
十月十八日
(月曜日)

目次

告 示

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し…………… (税 務 課) …… 一
 結核予防法による医療機関の指定…………… (保健衛生課) …… 一
 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出…………… (水産振興課) …… 二

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告…………… (政 策 課) …… 二

出 先 機 関

土地改良区の清算人の退任…………… (農 林 水 産 部) …… 二
 道路の位置の指定…………… (五 土 務 課) …… 三

告 示

青森県告示第六百三十六号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第九項の規定により、群馬県知事、千葉県知事、神奈川県知事、静岡県知事、愛知県知事、京都府知事、大阪府知事、和歌山県知事、岡山県知事、広島県知事及び沖縄県知事から次の者につ

き軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しを行った旨の通知があったので、青森県
 県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)第十四条の二第二項後
 段の規定により告示する。

平成十六年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	代表者の 氏名	主たる事務所又は事業所 の所在地	指定取消 年月日
有限会社萩原燃料店	萩原 國恵	群馬県前橋市関根町二二	平成 一六・八・三
桐原石油株式会社	井坂 宏志	群馬県富岡市宇田二九の一	"
有限会社岡三商店	渡辺 富蔵	千葉県我孫子市岡発戸六〇四	一六・四・三〇
株式会社武相	吉村 保典	神奈川県厚木市金田九一六	一六・七・二〇
株式会社浜松オイル センター	平濱 義浩	静岡県浜松市西浅田一の八の 三四	一六・八・三
有限会社三洗石油	佐々 洸三	愛知県一宮市大字柚木風字大 門先三五の一	"
嵐鴨石油株式会社	猪川 益次	京都府京都市右京区嵯峨大覚 寺門前六道町七四	一六・五・三
大津礦油株式会社	辻野 一彦	大阪府泉大津市本町二の一五	一六・八・三
有限会社黒田石油店	黒田 安信	和歌山県和歌山市新在家一六 一	"
有限会社荒木石油店	荒木 克己	岡山県岡山市撫川九〇	三三・一・三〇
第一石油株式会社	宮迫 樽行	広島県広島市中区舟入本町五 の一	一六・八・三
有限会社拓邦産業	伊差川 安清	沖縄県国頭郡宜野座村字漢那 二二八七の一	一六・八・七

青森県告示第六百三十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十六年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あい薬局市民病院前 二二二二二薬局	八戸市大字田向字毘沙門前二二の二 八戸市大字本鍛冶町二の六	平成一六・一〇・三 一六・九・三

青森県告示第六百三十八号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十六年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指 定 漁 船 調 書 の 縦 覧								
<table border="1"> <tr> <th>加入区の名</th> <th>発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名</th> <th>期 間</th> <th>場 所</th> </tr> <tr> <td>泊</td> <td>上北郡六ヶ所村大字泊字泊山一番地 一九 上北郡六ヶ所村大字泊字焼山七四番 地四〇 上北郡六ヶ所村大字泊字泊山一番地 一六一</td> <td>平成十六年十月十八日から 十一月一日まで</td> <td>泊漁業協同 組合</td> </tr> </table>	加入区の名	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	期 間	場 所	泊	上北郡六ヶ所村大字泊字泊山一番地 一九 上北郡六ヶ所村大字泊字焼山七四番 地四〇 上北郡六ヶ所村大字泊字泊山一番地 一六一	平成十六年十月十八日から 十一月一日まで	泊漁業協同 組合	
加入区の名	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	期 間	場 所						
泊	上北郡六ヶ所村大字泊字泊山一番地 一九 上北郡六ヶ所村大字泊字焼山七四番 地四〇 上北郡六ヶ所村大字泊字泊山一番地 一六一	平成十六年十月十八日から 十一月一日まで	泊漁業協同 組合						

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成十六年十月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人夢
代表者の氏名
岩崎 泰伸
- 三 主たる事務所の所在地
八戸市岬台二丁目二三の三
- 四 定款に記載された目的
この法人は、発達障害及び自閉症の方々に対し有効と思われるあらゆる手法を取り入れ、一生涯を通して、住み慣れた地域での生活を実現するために包括的な支援事業を行い、誰もが安心して生活できる福祉社会の構築を目指すことにより、福祉の増進に寄与する事を目的とする。

出 先 機 関

土地改良区の清算人の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項において準用する

同法第十八条第十六項の規定により、解散した土手内土地改良区から、次のとおり清算人の退任の届出があつたので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により公告する。

平成十六年十月十八日

下北地方農林水産事務所長 原 口 健 二

氏 名	住 所	退任の年月日
室 縮 隆夫	むつ市大字田名部字土手内七四の三〇三	平成一六・一〇・三
麦 沢 富男	〃 〃 〃 七四の二四八	〃
沢 田 利美	〃 〃 〃 字斗南岡一九の七	〃
四 ッ 谷 昇	〃 〃 〃 字土手内七四の五八二	〃
竹 内 滋	〃 〃 〃 七四の二九五	〃
嶋 影 正明	〃 〃 〃 字斗南岡一四	〃
広 田 岩正	〃 〃 〃 字土手内七四の二四	〃
広 田 直光	〃 〃 〃 七四の二六	〃

五所川原県土整備事務所告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、五所川原県土整備事務所及び五所川原市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年十月十八日

五所川原県土整備事務所長 福 島 孝 二

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
五所川原市字鎌谷町五一 一の五	三〇・三三メートル	六・〇〇メートル	平成 一六・一〇・一

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭